同　甲斐　哲朗
エストニア国駐箚を命ずる
同　椿　秀洋
ボリビア国駐箚を命ずる
同　葉室　和親
トンガ国駐箚を命ずる（以上九月十二日）
（軍縮会議日本政府代表部参事官（公使））外務事務官　中山　泰則
経済産業省に出向させる（九月十五日）
（欧州局ロシア課長）外務事務官　岡野　正敬
総合外交政策局総務課長に配置換する
（在ロシア日本国大使館兼在アルメニア日本国大使館、在トルクメニスタン日本国大使館、在ベラルーシ日本国大使館参事官）同　宇山　秀樹
欧州局ロシア課長に転任させる
（総合外交政策局総務課長）同　武藤　顕
在ボストン日本国総領事館総領事に転任させる
（在ドイツ日本国大使館参事官（公使））同　水内　龍太
内閣官房に出向させる（以上九月十八日）

皇室事項

認証官任命式

九月十九日午前十一時二十分、宮中において、原子力規制委員会委員長田中俊一の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十八日午前十時御出門、日本遺族会創立六十五周年記念式典に御臨席のため、日本青年館（新宿区）へ行幸啓、同十一時八分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 24 年９月 21 日

農林水産大臣　郡司　彰

１　東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成24年９月21日から平成24年10月11日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局稚内開発建設部及び稚内市役所

２　サロマ湖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成24年９月21日から平成24年10月11日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局網走開発建設部、北見市役所、佐呂間町役場及び湧別町役場

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 21 日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間646円」を「１時間653円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月十九日（水）

○一般案件（抜粋）

一、今後のエネルギー・環境政策について（決定）（内閣官房）

日本と世界の天候（平成 24 年８月）（速報）

気　象　庁

日本の天候

